

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和5年7月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		219	197	236	652		198	162	202	562	18	606	728	701	2053	4590	4259
民 事 総 数		191	170	203	564		181	142	173	496	1	522	597	612	1732	3944	3744
特別上告(テ) うち少額異議		2	3	3	8		2	2	3	7		2	3	3	8	43	44
																(3)	(3)
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		52 (47)	46 (43)	52 (46)	150 (136)		52 (45)	43 (39)	47 (40)	142 (124)		168 (154)	197 (185)	197 (182)	562 (521)	1185 (1041)	1126 (975)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		67 (47) (2)	61 (43)	70 (46)	198 (136) (2)		60 (44) (1)	54 (39)	64 (40)	178 (123) (1)		231 (156) (2)	261 (185)	265 (182)	757 (523) (2)	1482 (1041) (5)	1396 (975) (8)
再審(訴訟)(ヤ)												1	1	1	3	6	5
特別抗告(ク) (並行)		31 (1)	27	28 (1)	86 (2)		60	31	45	136	1	28 (1)	45 (1)	31 (2)	105 (4)	802 (3)	840 (1)
許可抗告(許)		1		1	2			1		1		7	4	5	16	12	8
再審(抗告)(ヤ)		27	24	38	89		2	4	4	10		67	71	92	230	251	178
民 事 雑(マ)		11	9	11	31		5	7	10	22		18	15	18	51	163	147
行 政 総 数		28	27	33	88		17	20	29	66	17	84	131	89	321	646	515
特別上告(行テ) (旧法) (新法) (並行)																	
上告(行ツ) (新法) (並行)		10 (8)	9 (8)	9 (9)	28 (25)		7 (6)	9 (7)	11 (9)	27 (22)	17	25 (22)	42 (41)	27 (24)	111 (87)	244 (194)	196 (146)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		11 (8)	11 (8)	13 (9)	35 (25) (1)		8 (6)	10 (6)	13 (10)	31 (22) (1)		35 (22)	55 (42)	36 (24)	126 (88) (1)	269 (194) (4)	206 (145) (5)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)				1	1		2	1	3	6			2 (1)	1	3 (1)	41 (2)	43 (1)
許可抗告(行フ)													1	1	2	1	
再審(抗告)(行ナ)		5	4	5	14							21	24	19	64	59	50
行政 雑(行ニ)		2	3	5	10				2	2		3	7	6	16	-31	19

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和5.8.21 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[]数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年7月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					受					既済					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総数			151	78	81	310		105	79	94	278		(78) 189	(42) 174	(53) 175	(173) 538	2168	2093
訴訟事件	総数		80	39	42	161		46	25	41	112		(78) 155	(42) 133	(53) 145	(173) 433	956	895
	第一審判決に対するもの																	
	うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの		80	39	42	161		46	25	41	112		(78) 155	(42) 123	(53) 132	(173) 410	933	895
	うち裁判員関与		6	1	1	8		2	5	6	13		(16) 18	(10) 12	(21) 21	(47) 51	72	62
非常上告													10	13	23	23		
再審																		
総数		71	39	39	149		59	54	53	166		34	41	30	105	1212	1198	
再審請求		1		1	2		1		1	2		1	6	3	10	19	17	
上告受理申立て		1			1			1		1		1			1	10	10	
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告									1	1						1	1	
判決訂正申立て			1		1		1	1		2						6	6	
特別抗告申立て		40	17	16	73		41	15	22	78		10	16	14	40	540	544	
医療観察再抗告		1		1	2			1	2	3		1	2		3	24	25	
費用補償請求													1		1	1		
上訴費用補償請求のあったもの																		
刑事補償請求													1		1	1		
訴訟費用免除申立て		10	4	6	20		5	4	4	13		11	3	4	18	84	75	
刑事雑		18	17	15	50		11	32	23	66		10	12	9	31	526	520	
没収の裁判の取消し上告事件																		

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	既済					計			
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総数		61	54	61	176				
	判決									
	決定		61	53	61	175				
	その他			1		1				
民事受理	総数		68	64	77	209				
	判決		1		1	2				
	決定		66	62	74	202				
	その他		1	2	2	5				
刑事上告	総数		46	2	25	5	41	6	112	13
	判決				1	1			1	1
	決定		34	2	21	4	32	5	87	11
	その他		12		3		9	1	24	1

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年7月分

受理年度 審理期間 法廷別		総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
			5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2月 以 内	3月 以 内	6月 以 内	1年 以 内	2年 以 内	3年 以 内	5年 以 内
民事上告	総 数	176	162	13	1			75	26	59	13	3			
	大 法 廷														
	第一小法廷	61	55	5	1			26	10	18	5	2			
	第二小法廷	54	50	4				17	8	24	4	1			
	第三小法廷	61	57	4				32	8	17	4				
民事受理	総 数	209	186	22	1			75	33	76	22	3			
	大 法 廷														
	第一小法廷	68	62	6				25	12	24	6	1			
	第二小法廷	64	56	8				16	11	28	8	1			
	第三小法廷	77	68	8	1			34	10	24	8	1			
刑事上告	総 数	112	108	3	1			46	45	17	3		1		
	うち裁判員関与	13	11	1	1			2	3	6	1		1		
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	46	45	1				20	18	7	1				
	うち裁判員関与	2	2						2						
	第二小法廷	25	23	1	1			10	8	5	1		1		
	うち裁判員関与	5	4		1					4			1		
	第三小法廷	41	40	1				16	19	5	1				
うち裁判員関与	6	5	1				2	1	2	1					